

第14回加東市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の概要（1月13日）

内容： 兵庫県を含む2府5県に緊急事態宣言が発令されることを受け、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の改定を踏まえ、市の対応について決定しました。

- ① 市民に向け不要不急の外出自粛を周知する。特に若者に向けた20時以降の自粛を呼び掛ける。
- ② 県の要請により、市の施設の使用制限に関して、感染防止対策を徹底し、20時までの開館時間の短縮を行う。期間は、1月14日から2月7日までとする。
- ③ 生涯学習施設（公民館等）・社会体育施設（体育館、グラウンド等）・南山活性化施設ミナクル等は、兵庫県対処方針の規定に準じ、貸館時間を20時までとし、利用者数の制限を定数の1/2以内とする。

窪田隣保館は、通常時間（8時30分から17時15分まで）で開館。（感染症対策を強化）

④ 図書館

館内利用として、座席数を1/2に減らして開館しているところ更に座席数を減らし対応を行う。また、貸出し冊数を2週間で10冊のところ3週間で30冊として、来館者を減らす対応を行う。

⑤ 指定管理施設

温浴施設（滝野温泉ぽかぽ・東条福祉センターとどろき荘）は、営業時間を20時までとすることを要請。

福祉センター、文化会館は、兵庫県対処方針の規定に準じ、貸館時間を20時までとし、利用者数の制限を定数の1/2以内とすることを要請。

アクア東条、やしろ鴨川の郷は、通常時間（9時30分から17時30分まで）で開館。

また、やしろ鴨川の郷のレストランは、営業時間を20時までとすることを要請。

⑥ 児童館

原則、外出禁止としている。相談については、電話での対応で行う。

⑦ 学校に関しては、校外活動は中止又は延期で対応を行う。マラソン大会や参加日については、

保護者の来場を中止する。部活動については、兵庫県対処方針の規定に準じて実施する。

- ⑧ 職員の出勤抑制に関しては、在宅勤務又は時差出勤により対応を行う。
- ⑨ イベント・会議に関しては、参集する人数の制限や書面決議により開催を検討する。夜間の会議については、20時以降の外出自粛のため開催を中止する。

以上のとおり決定しました。